

中部大学トライアスロン部規約

制定 1992（平成4）年4月1日

（名称）

第1条 本団体は、「中部大学トライアスロン部」と称する。

（目的）

第2条 本団体は、部員相互の協力によって課外活動の推進を計り、部員の健全な心身の育成ならびに、部員相互の親睦を計ることを目的とする。

（活動）

第3条 「中部大学クラブに関する規程」に則り、活動を行う。

第4条 第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) トライアスロンに関する活動
- (2) トライアスロンに関する大会等への参加
- (3) トライアスロンに関する、他大学学生及び他団体との交流
- (4) その他、本団体の目的を達成するために必要な活動

（組織構成）

第5条 本団体は、中部大学の学生及び院生を構成員（以下「部員」という。）として組織する。

（役員）

第6条 本団体には、部長、副部長、主務、広報及び会計を置く。ただし、必要がある場合は、その他の役員を置くことができる。

（顧問）

第7条 トライアスロン部に顧問を置く。顧問は中部大学の教職員をもって充て、学長が任命する。また、その任期は特に定めない。

（会計）

第8条 会計年度は原則、4月から翌年3月までとし、年に一度、部員に会計報告を行い、承認を得るものとする。

（入部及び退部）

第9条 入部希望者は、部長にその旨を伝え、規約や規則等の説明を受け、入部願を提出する。

第10条 退部を希望する部員は、部長にその旨を伝え、退部願を提出する。

第11条 役員である者は、必ず後任を選出し、その者に引き継ぎを行った後、退部を認める。

（規約の変更）

第12条 規約の変更は、役員の会議を経た後、部員の承認を得るものとする。

(事故防止の義務)

第13条 トライアスロン部の構成員全てが事故を未然に防ぐ能力を取得し、常に事故を防ぐための最善の努力をしなければならない。万一、不測の事態が発生した場合、人命救助を最優先する。

(罰則等)

第14条 部員が、以下の行為を行った場合は、その程度により、注意喚起し、又は退部を促すことがある。

- (1) 第2条の目的から外れた活動を行ったとき。
- (2) 役員が、職務を遂行しなかったとき。
- (3) 本団体の活動を著しく妨害したとき。
- (4) 学生が本学の定める諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったとき。

(規約以外の規則)

第15条 本団体で規約以外の規則を定めることができる。

附 則

本規約は、1992年4月1日から施行する。

附 則

本規約は、1993年9月24日から施行する。

附 則

本規約は、2025年4月1日から施行する。